

自転車用ヘルメット・防犯カメラ・特殊詐欺対策機能付き 固定電話の購入・設置費用を補助します

【問い合わせ】 防災安全課 ☎ 84-0626

自転車用ヘルメット購入費用の補助

ページ番号 1003149



補助対象者

◇児童生徒等(平成20年4月2日～令和2年4月1日に生まれた方)

◇高齢者(昭和37年4月1日以前に生まれた方)

※令和8年4月1日以降に購入した新品のヘルメットが対象

補助限度額 2,000円 ※購入費用の2分の1まで。10円未満切り捨て。

受付期間 令和9年2月28日まで

必要書類

①本人確認書類 ②ヘルメットの安全認証が確認できるもの ③申請者名義の振込先口座が分かるもの ④領収書等の写し ⑤補助金交付申請書兼誓約書兼実績報告書

申し込み 市役所4階防災安全課窓口へ提出または申込フォームでお申し込みください。



▲申込フォーム

防犯カメラ設置費用の補助

ページ番号 1011062



補助対象者

市内在住の満18歳以上の方(世帯主)

※令和8年4月1日以降に設置した新品の防犯カメラ・表示板が対象

補助限度額 10,000円 ※設置費用の2分の1まで。1,000円未満切り捨て。

【事前申請(購入前)】 令和9年2月28日まで

【本申請(購入後)】 令和9年3月31日まで

必ず購入前に事前申請を行った
うえで本申請をしてください。

必要書類

【事前申請時】 申請者(世帯主)の本人確認書類

【本申請時】 ①本人確認書類 ②防犯カメラの機能が確認できるもの ③設置したことが分かる写真

④申請者名義の振込先口座が分かるもの ⑤領収書等の写し ⑥補助金交付申請書兼請求書

※設置した防犯カメラの映像について、警察などの捜査機関から犯罪捜査に関する協力要請があった場合は、
情報提供にご協力いただくことがあります。

申し込み 市役所4階防災安全課窓口へ提出または申込フォームでお申し込みください。



◀【事前申請】
申込フォーム



◀【本申請】
申込フォーム

特殊詐欺対策機能付き固定電話購入費用の補助

ページ番号 1008926



補助対象者

65歳以上の方(昭和37年4月1日以前に生まれた方)が含まれる世帯の世帯主

対象装置(令和8年4月1日以降に購入・設置した新品に限る)

①自動応答録音装置

着信時に通話を録音する旨を相手に自動通知し、通話内容を録音する装置

②自動着信拒否装置

迷惑電話であることを自動判別して通知、またはその着信を拒否する装置

③上記のいずれかの機能を内蔵した固定電話

補助限度額 6,000円 ※購入・設置費用の2分の1まで。100円未満切り捨て。1世帯1台。

受付期間 令和9年2月28日まで

必要書類

①本人確認書類 ②特殊詐欺対策装置であることがわかる書類(取扱説明書等)の写し

③申請者名義の振込先口座が分かるもの ④領収書等の写し ⑤補助金交付申請書兼請求書

申し込み

市役所4階防災安全課窓口へ提出または申込フォームでお申し込みください。



▲申込フォーム